

令和5年度横浜市就学奨励対策審議会会議録

日 時	令和5年11月13日（月） 10時00分 ～11時30分
開催場所	横浜花咲ビル 2階 204会議室
出席者 委員 8名 事務局 5名	委員：小林達夫、紅林千津子、芳川玲子、渡曾知子、東 隆幸、新井隆哲、高田桂太郎、鈴木薫 事務局：インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー 佐藤祐子 学校支援・地域連携課長 須山次郎、就学係長 磯貝俊介 ほか職員1名 健康教育課担当係長 安田裕一
欠席者1名	新保幸男
開催形態	公開（傍聴者1人）
議 題	1 就学援助制度の概要 2 令和4年度就学援助事業実施状況 3 令和5年度就学援助事業実施状況 4 令和6年度就学援助事業実施計画
決定事項	1 令和6年度就学援助事業実施計画について承認する。
議 事	1 教育委員会事務局あいさつ インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャーよりあいさつ 2 委員等の紹介 3 会長・副会長選任 芳川会長、高田副会長を選出 4 会長あいさつ 5 副会長あいさつ 【開会】 委員数9名のうち出席8名。半数以上の出席であるため、本審議会は成立。 6 議事 (1) 就学援助制度概要説明（事務局より説明） 就学援助制度は、すべての子どもに義務教育を保障するための制度であり本市は条例に基づき執行していること。併せて、対象者の範囲、支給費目について説明。 (2) 令和4年度就学援助事業の実施状況報告（事務局より説明） 令和4年度就学援助事業の実施状況について、区別認定者数及び援助率、申請理由別内訳、決算額等を報告。

(3) 政令指定都市就学援助事業との比較

事前に各政令指定都市に就学援助制度について紹介を行い、回答を比較

委員 就学援助の対象者が市立小中義務教育学校ということですが、特別支援学校は含まれていますか。

事務局 都道府県の制度として、特別支援学校就学奨励費がございます。この手続きは県が直接、市内の特別支援学校及び県立特別支援学校にしています。別の制度で支援をしている状況です。

(4) 令和5年度就学援助事業実施状況報告（事務局より説明）

予算額、申請・認定状況、認定者数の推移について説明。令和5年10月27日現在の認定者数は前年度同時期の認定者数より約1,300人少ない。認定者数、援助率は平成24年をピークに徐々に減少していて、コロナ禍を経てもこの傾向は続いている。

委員 就学援助は、昔は民生委員が認定通知等を配布していたと思うのですが、それが無くなり、民生委員としては直接関わる事が無くなりましたので、学校がどういう形で就学援助をお知らせしているのか、よく分かりません。

また、社会福祉協議会、生活支援課等に、教育支援を申請することができますが、それと重複して受給できるのでしょうか。その辺りの状況が分かれば（民生委員としても）良いと思います。直接、就学援助について児童生徒の保護者に話しかけることも無いので、学校ともしっかり連携できると良いと思います。

委員 学校現場の例としてお話しさせていただきます。申請時期になると、担任を通して学校だより等でお知らせします。漏れがあるといけないので、締め切り等をメール配信でもお知らせしています。お金のことがスムーズになると職員のストレスが軽減されます。「お金を払ってください」と担任から保護者へは言いづらい。だからといって、副校長が全部やるのも辛いです。これらの方法があるといろいろなことがスムーズに進みます。にもかかわらず認定者数が減っているということは、原因としては、単純に子どもが減ってきているからだと思います。その点、事務局としてはどうですか。

事務局 直接の原因は明らかになっていません。児童生徒数が減少していることと、もしかしたら関連があるのかもしれませんが。これは想像ですが、今般の景気で、収入が増えている方がいる一方、経済的に困りの方がますますお困りになっているという、二極化の傾向も社会現象としてあるのではないかと思います。直接何が原因であるかはこちらもまだ把握できていません。

また、各ご家庭にどのような周知をしているかというご質問についてです。年度当初に全児童生徒のご家庭を対象に『就学援助制度のお知らせ』を配布しています。また、学校にも周知についてお願いをしていますが、年度前半の締め切りの後に、何回かに分けて締め切りを設けています。年度当初から世帯構成が変わった方などの申請を受け付けています。年度途中の申請でも、認定者であれば、認定始期を4月にさかのぼって認定することもあります。また、年度最後の締め切りが2月頃ですが、経

済状況が1年間で変わっていることもあります。例えば、今年度については原則、令和4年の所得を基準に審査していますが、令和6年1月以降の申請については、令和5年の所得を対象に審査するという対応も取っています。その場合も認定始期を4月にさかのぼって支給しています。

また、学校は、児童生徒、保護者と三者で面談をやる機会もあります。そのような場で、個別に担任から制度のご案内をするなど様々な工夫をして、周知されています。さらに、日々、市長への手紙等広聴の関係で「状況が変わって困っています」というような直接のお声もいただきます。そのような方にも制度のご案内や、学校を通じて申請するというようなご案内をしています。

委員 前回の審議会では、提出の仕方も工夫されているということだったと記憶していますが、プライバシーに関わることで、申請しやすいように学校に提出する形ですか。

委員 そうですね。直接、事務職員に提出するようにし、極力、担任が貰ってまた渡すなど、いろいろな手が関わらずに申請できるようにしています。

委員 メール配信しているというお話もありましたが、ほかの自治体では、アプリを保護者にダウンロードしてもらい、一括して辿って見られるようにしているところもありますが、その辺りは横浜市ではどうですか。

事務局 本市においても、今、子育てアプリを開発しています。段階的に就学前のお子さまのいるご家庭からアプリをご利用いただいている各種申請が進められています。ゆくゆくは学齢期の小中・高校までの手続きも1つのアプリでできるよう順次進めています。「電子申請が常態となるよう勧めていければいい」、所管部署としては、そのことを念頭に、経過措置として、制度の周知や申請のし易さを追求できるかというところを検討しています。

委員 毎年3万人ほどの方が申請していて、援助率が1割強という、この申請者数に対する認定者数の比率は毎年あまり変わらないのでしょうか。申請すれば認定となる方が自ら「きつと無理だ」と思って、申請しないという可能性もあり、そういう方もいるのではないかと思いますので、その辺りがもし分かればお伺いしたいです。

事務局 認定率については、大きな変動はございません。否認定の方の中には、対象になるかどうかかわからないが、申請してみたという方もいますし、今現在生活が苦しいから申請したが、昨年1年間の所得では基準額を超えてしまっているという方もいらっしゃいます。そういう方については、来年1、2月に申請すると認定になるという可能性もありますが、一定者数否認定者が出てくる理由は様々です。

委員 平成25年から下がりつつある理由として、平成25年の生活保護基準を基にしているが、この時に、基準が厳しくなったのでしょうか。最近の生活保護基準を基にしたらどうなるのでしょうか。

また、平成25年の生活保護基準を適用させた時から認定者数が減少したのか、それともそれ以前から減少傾向にあったのでしょうか。

事務局 「平成25年当時の基準に据え置いている」という形です。生活保護基準は5年に1回大きな見直しがある度に各自治体で、その所得基準をどうするかを決めています。

す。本市では平成 25 年 8 月からこの基準に据え置いています。他の自治体で、生活保護基準の 1.3 倍とか 2 倍とかというようなところは、令和 2 年や 3 年の生活保護基準を基にしているものです。なぜ、平成、令和と基準がバラバラなのかというと、それぞれの自治体で標準的な世帯で基準所得を何万円にするかを決めています。本市の場合ですと、就学援助制度のおしらせに所得の基準額として 2～10 名世帯の金額が載っています。4人世帯、父、母、子 2 人という世帯の所得金額 344 万円となっていて、平成 25 年 8 月の 1.0 倍という基準をずっと続けているということです。各自治体の令和〇年の何倍といったその数値だけでは何のことを示しているのか分かりづらいですが、344 万円の金額を他の政令市と比較すると、3 番目に高い金額となっています。都市ごとに物価が違うので、一概には言えませんが、政令市の中では上位の金額を定めて審査をしている状況です。

委員 生活保護基準は年齢や性別、世帯構成によって変わってきますので、単純に比較はできませんが、平成 25 年の基準で維持しているということは、高い水準を維持しているということになります。

(5) 令和 6 年度就学援助事業の実施計画（事務局より説明）

保護者への周知は、例年どおりチラシを保護者全員に配付し、「広報よこはま」に掲載する。各区民生委員児童委員や主任児童委員にチラシを配付し、制度の周知を図る。手続きについては、学校が受付と保護者への結果の通知及び支給を行う。教育委員会事務局は審査を行い学校へ就学援助費を支出する。支給単価について説明。認定基準については、前年度同様の認定基準を据え置くことを提案。

委員 支給時期が 7 月、11 月、3 月となっていますが、なぜこの時期に設定しているのですか。

事務局 まず、年度初めの受付で、申請数が多く事務的な部分でかなり時間がかかってしまうということで、7 月に審査結果の通知や支給をさせていただいています。それ以降につきましては、毎月申請等を受け付けていますが、支給時期としましては、11 月下旬、3 月中旬ということである程度をまとめて支給しているというところです。

事務局 実費を補足して支給している修学旅行費などは、実際にどれぐらいの費用がかかったかを学校で集計し、請求していただき、事務局で審査、金額の確定をし、支給ということで、3 月までかかってしまうということもあります。7 月と 3 月のみの支給では間が空いてしまうので、第 2 期として 11 月にも支給しています。

委員 学校の事務的な部分で、11 月頃までに支給されるものについては充当できます。充当とは、未納者への対応です。3 月中旬の支給ですと、業者等への支払いも済みであり、保護者に直接払うしかありません。そうすると、子どものお金のお金ははずですが、他のことに使われていないか、と思われることがごく稀にあるのが現状です。支給時期がもう少し早ければ、もっと充当ができるのではと思います。年度当初に認定になった保護者には 11 月ぐらいまでに支給を終えられるようにできると良いです。

事務局 今年度でいうと、令和 4 年の所得を基準に審査していますが、家計が急変した方へ

の対応として、令和5年の所得を基準とした審査の申請を令和6年1月から2月に受け付けています。受付期間のほか、審査、支給事務を行う時間も必要ですので、1か月ほどかかり、3月の支給となっています。家計が急変した方にも漏れなく支給するためには、3月の支給は無くすることができないと思っています。支給時期の変更は困難かとは思いますが、何か工夫できることは無いか検討してまいります。

令和6年度実施計画について、承認された。

(6) その他

委員 事務的な話として、郵送でのやり取りを事務職員が保護者とすることもあります。以前の申請書には、郵便番号の記載欄があったかと思いますが、今はありません。1件1件郵便番号を調べるのが大変なので、記載欄を改めて設けていただけると少し事務的負担が軽減されると思います。

委員 生活保護等へは直接申し込むが、就学援助は学校を通じて申し込むようになっている。個人情報保護の観点もありますし、保護者には、敷居が高く感じるのではないのでしょうか。児童生徒に申請したことが伝わり、学校生活を送りづらくなることがあれば、良くないと思っています。その辺りを工夫できないかと思っています。一度学校口座へ振り込むという段階を無くすことができると、もう少し気軽に申請できるのではないかと思います。

事務局 個人情報保護の観点からすると、間に経由する部署が無い方が事故が少なくなると思います。個人情報保護審議会で学校の実務についても審議していただいたことがあります。そこでも就学援助については、学校を介さずに手続きができると、「より事故が起こらなくなるのではないか」という指摘がありました。また、各実務で、申請をすれば結果が出るというアプリや電子申請を活用した直接の支給等を目標にしています。理想は保護者から直接、教育委員会へご申請いただき、審査し、結果を通知することです。そのようなやり方で、学校としても支障が無いかということ現場を確認しながら、どのような方法が就学援助においてふさわしいのかを追求していきたいと思っています。そして、本市は全国で1番人口の多い市ですので、大量の申請にどこまで対応できるかということをしかりと見据えながら、制度やシステムが止まり、混乱することの無いようにしていきたいです。市全体でもデジタル化を進めていますので、電子化については、継続して検討していきたいです。

委員 所得基準額が本市の物価と釣り合っていないと感じます。子供たちの貧困は、民生委員としてはなかなか気づきにくいです。一見、服装は整っていたりします。できれば学校の先生方に気づいていただけるとありがたいです。特に、ひとり親家庭は所得金額にかなりの差が出ます。

議事終了

議事録の作成について会長・副会長への一任が承認された。

審議会の終了

資 料	(1) 令和5年度就学奨励対策審議会資料 (2) 就学援助のお知らせ（令和5年度）
-----	--